

第5期西東京市地域福祉計画

(成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画)

(素案)

地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京

～ともに生き みらいにつなぐ まちづくり～

パブリックコメント用概要版

令和5年 12 月

西東京市

地域福祉計画の概要

▼地域福祉で大切なこと

地域福祉とは、市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等が協力して、誰もがその人らしい生活を送れるよう、暮らしやすい地域づくりを進める取組です。

地域福祉は、「自助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせて推進していくものであり、中でも、**市民同士で支え合う「共助」が地域福祉の重要なポイント**です。



市民の主体的な活動で 対応できるもの じじょ 自助 個人や家庭による 自助努力	協働で取り組むもの きょうじょ ごじょ 共助 （互助を含む） 自治会、ボランティア、NPO 等、市民同士の助け合い	行政施策として行うもの こうじょ 公助 保健・医療・福祉等の 公的な支援・サービス
---	--	--

▼計画の目指すもの

第1期計画	第1期計画から、地域福祉の普及・推進に努めています。
第2期計画	第2期計画では、「ほっとネット」という新たな仕組みを導入しました。
第3期計画	「ほっとネット」を更に発展させて、誰もがほっとできる、やさしさとふれあいに満ちたまちづくりを進めています。
第4期計画	

これまで築いてきた取組の継承とともに、次世代の担い手を確保することは喫緊の課題です。

第5期計画（本計画）では、第2期計画からの基本理念を引き継ぐとともに、地域のあらゆる主体が活かしあい、地域共生社会を未来に向かって推進していくという意味を込めて、副題に「みらいにつなぐ」を追加します。

基本理念

地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京
～ともに生き みらいにつなぐ まちづくり～

▼計画の構成と期間

「誰もが暮らしやすい地域づくり」を進めるため、3計画を一体的に策定しています。

地域福祉計画	成年後見制度利用促進基本計画	再犯防止推進計画
--------	----------------	----------

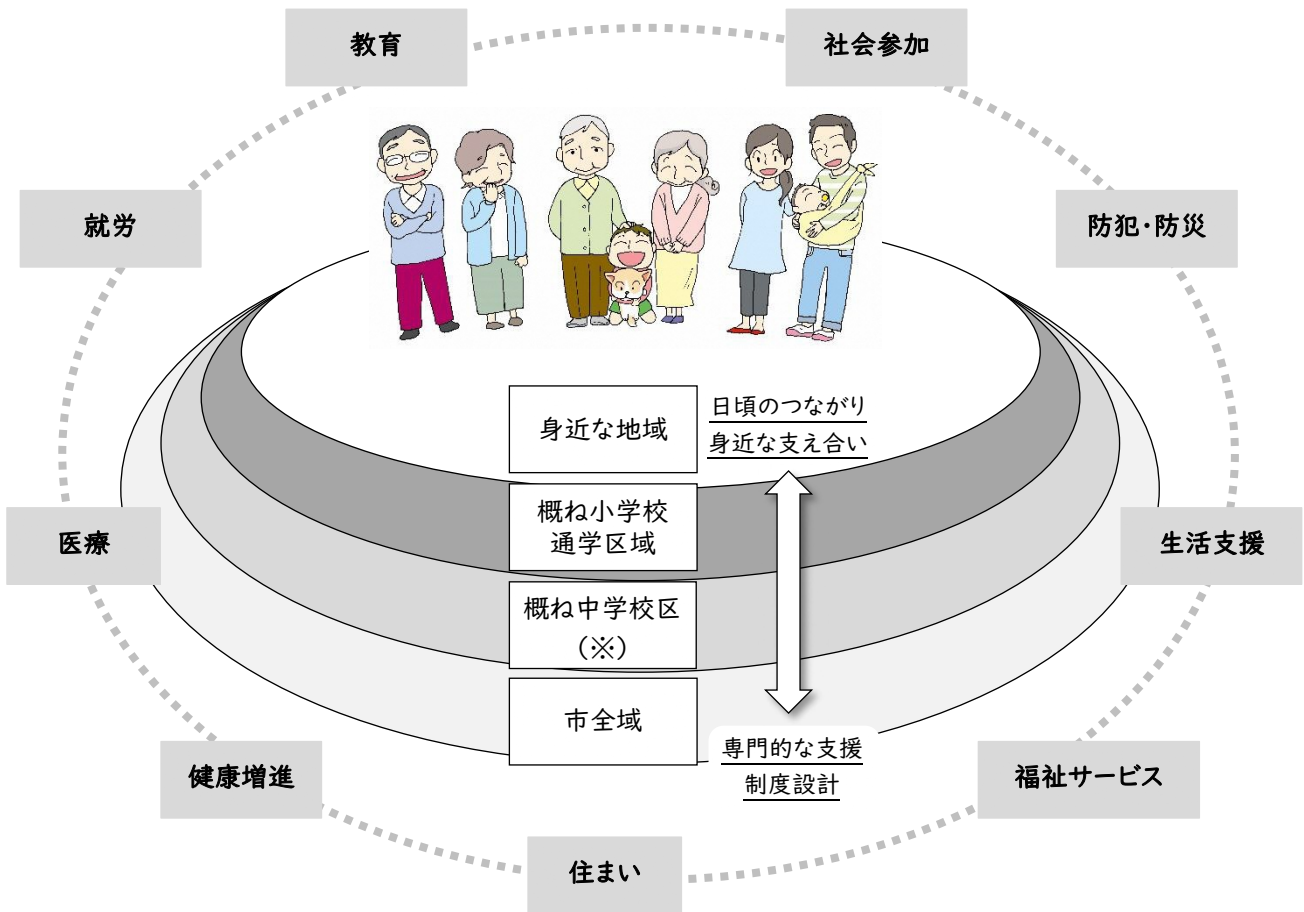
計画期間（5か年）： 令和6（2024）年度 ▶▶ 令和10（2028）年度（3計画共通）

▼西東京市版地域共生社会の実現

- 西東京市版地域共生社会とは、**市に住み・活動する全ての人**が、**支え手側・受け手側と分かれることなく、互いに支え合いながら活躍できる社会**のことです。本市における実践方法・展開方法で「西東京市版地域共生社会」の実現に向け、取り組んでいます。

■西東京市版地域共生社会の将来イメージ

4つの階層において、誰もが自分らしく生きる上での支援を重層的に展開します



範囲	主な役割(市(行政)・関係機関・市民等がとむ)
身近な地域	・日常的なつながり、支え合う活動の実施(近所付き合い、自治会・町内会活動等)
概ね小学校通学区	・市民・団体活動を中心に、困りごとの早期発見の活動を展開 ・自治会・町内会等が連携・協力した活動展開
概ね中学校区(※)	・相談機能、居場所等拠点機能の設置 ・地域性を活かした工夫(人材や既存施設の有効利用等) ・各小学校区の地域活動、地区活動が連携・協力した活動展開
市全域	・全般的な施策の実施(普及啓発、福祉教育、情報発信、新規事業立案、条例制定等) ・多分野・多機関・広域的なネットワークの構築・強化 ・専門職の確保・育成

※ 中学校を中心とした半径 1,200m程度の範囲

地域福祉計画の体系

基本理念	基本方針	基本目標
地域でふれあい 支え合う心の かよいまち 西東京 ともに活き みらいにつなぐ まちづくり	市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します	基本目標1 一人一人が活躍する地域づくり 基本目標2 みんながつながりあう地域づくり
	適切な支援を安心して受けられるための仕組みを充実させます	基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくり 基本目標4 サービス内容の充実・向上のための仕組みづくり
	地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます	基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり 基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり

地域福祉計画の重点的な取組

西東京市の課題	重点的な取組	方向性
課題① 交流を増やし、地域のつながりづくりを一層進める必要があります	1 つながりづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域でのつながりづくりのためのネットワークや様々なコーディネーターに係る事業を周知していきます。 ● 身近な地域における居場所の重要性を鑑み、多様な「つながる場づくり」の充実に向け、支援を行っていきます。
課題② 誰もが支援につながる相談体制を更に強化する必要があります	2 相談体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民からの相談を一元的に受け付け、課題解決を行う関連機関等の連携体制の構築に取り組みます。 ● 地域に出向いた活動（アウトリーチ）を重視するとともに、必要な支援に結びついていない方等を支援に結びつけていきます。 ● ほっとネット推進員等の一層の充実を図り、地域からの課題提起を受け付け、解決につなげる仕組みの構築に取り組みます。
課題③ 全ての人に情報を届ける工夫を継続的に進めていく必要があります	3 情報発信の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な媒体を活用した情報発信の方法を工夫していきます。 ● 誰もが必要なときに必要な情報を入手することができるよう、きめ細やかな情報提供の検討を行います。 ● より身近な地域における情報発信の機会・場の提供等、地域内の情報共有の促進に取り組みます。

地域福祉計画の施策展開

— 新たな社会課題を念頭に置いて施策を展開 —

孤独・孤立対策
の視点

SDGs(※)
の視点

新型コロナウイルス
感染症の流行を
踏まえた視点

基本目標 1 一人一人が活躍する地域づくり



(1) 福祉教育・啓発の充実

福祉についての理解と関心を深めるとともに、地域の課題に気づき、一人一人が主体的に考え、行動するきっかけづくりとなるよう、あらゆる世代の福祉教育・啓発を充実させます。

(2) 地域活動・ボランティア活動の参画促進

自分たちが暮らす身近な地域をより良くするための活動や多様な分野におけるボランティア活動等、市民一人一人が地域活動・ボランティア活動に参画しやすい環境づくりに努めます。

(3) 専門的な人材の育成

市民の持つ意欲・経験・知識を発揮し、地域で活躍できるよう、専門的な人材を育成するとともに、ほっとネットの中心を担う地域福祉コーディネーター活動の一層の充実を図ります。

基本目標 2 みんながつながりあう地域づくり



(1) 地域における活動の促進

地域福祉の一翼を担うボランティア団体・NPO等の市民活動団体や社会福祉法人等の活動が充実するよう支援します。

(2) 交流の場・活動の場づくり

地域での交流を深める場や様々な活動団体の拠点となる活動の場づくりに向けて、既存の資源の有効活用や新たな資源の発掘に取り組みます。

(3) 地域における連携体制づくり

地域福祉を市全体で推進していくため、ボランティア団体・NPOや事業者等の組織の連携や関係機関、各種ネットワーク等の地域における連携体制を強化します。

※ SDGs(エス・ディー・ジーズ 持続可能な開発目標)は、平成27年9月の国連サミットで採択された、令和12(2030)年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。

基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくり



(1) 支援に結びつける仕組みづくり

支援が必要な人を地域の資源を総動員して把握し、支援に結びつけていくとともに、公的なサービスだけでなく、地域の人々や地域活動（ボランティア活動等）と結びつけるなど、総合的な調整を図ります。

(2) 多様な生活課題への対応

孤独・孤立を生まない地域を目指し、ひきこもりやヤングケアラーへの支援、虐待やDV等の暴力の防止、自殺や生活困窮者等への対策、犯罪や非行からの立ち直り支援や外国人の社会参加等、地域における多様な生活課題の解決に向けて取り組みます。

(3) 権利を擁護する仕組みづくり

自分の権利が尊重されるための適切なサービス提供・利用が進むよう、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度等、権利を擁護する仕組みの普及啓発と利用促進のための取組を進めます。

基本目標4 サービス内容の充実・向上のための仕組みづくり



(1) 情報提供の充実

地域における様々な活動等を活かし、市民に伝わりやすい情報発信の工夫を行います。

(2) 相談支援体制の充実

日常生活の中で困りごとが生じたときの様々な相談体制（身近な地域から専門機関等まで）を充実させ、多様な媒体・手段と適切な支援につなぐ相談体制の充実を図ります。

(3) サービスの質の向上

福祉サービス第三者評価の受審促進や福祉サービスに対する苦情の解決により、サービスの質の向上を図るとともに、多様な福祉サービス提供事業者の育成に取り組みます。

基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり



(1) 防災対策の充実

身近な地域における防災訓練等の取組を進めるとともに、高齢者、障害者、妊産婦・乳幼児、外国人等、災害時に支援が必要な方の安全確保策の推進等の防災対策を充実させます。

(2) 防犯対策の充実

学校や地域と連携した防犯体制を強化するとともに、西東京市安全・安心いーなメールや啓発冊子等を活用し、防犯対策や消費者相談を充実させます。



基本目標 6 誰もが快適に暮らせる環境づくり

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

心のバリアフリーを推進するとともに、情報や施設等を誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの普及・啓発を行うなど、人にやさしいまちづくりを推進します。

(2) 移動手段の確保

日常生活に支障が出ないよう、安全な歩道の整備・保全、公共交通の空白・不便地域の解消、移動制約者の外出支援等、移動手段の確保に取り組みます。

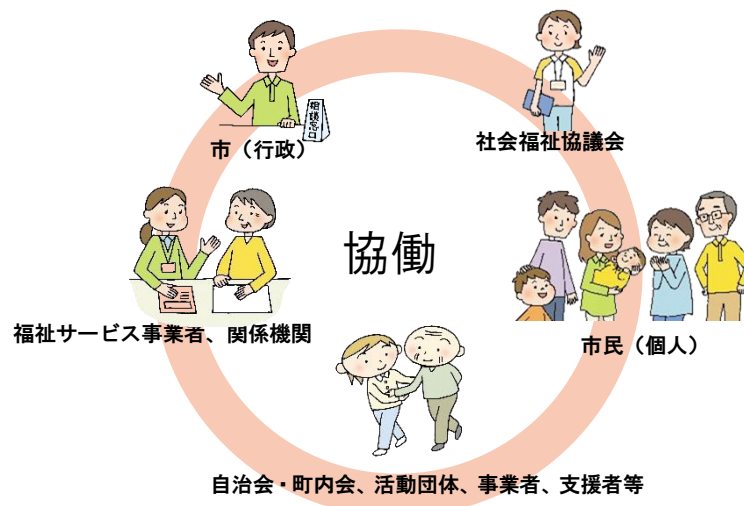
(3) 就労に困難を抱える人の就労支援

各種機関等との連携や各種制度により、就労に困難を抱える人が就労しやすくなる環境の整備を図ります。

地域福祉計画の推進体制

▼協働による計画の推進

- 本計画を推進していくためには、多くの人や団体の協働が欠かせません。それぞれが専門性を活かし、主体性を持ちながら、お互いに連携して取り組むことが重要です。



▼計画の評価と進行管理

- 計画の進捗状況について、毎年度、地域福祉庁内推進委員会及び地域福祉計画策定・普及推進委員会に報告し、施策・事業の評価、見直し、改善についての検討を行い、次年度以降の施策・事業の実施に活かしていきます。

西東京市成年後見制度利用促進基本計画

誰もが自分らしく暮らす西東京市版地域共生社会を実現するため、必要な人が成年後見制度を適切に利用できるための体制整備を図る「西東京市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

▼具体的な施策等の方針

(1) 中核機関の整備・運営の方針

権利擁護センター「あんしん西東京」の中核機関化（地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を持つ）を検討します。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能の段階的・計画的な整備の方針

方針	内容
①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	● 権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる、保健・医療・福祉・司法等の関係機関による地域連携ネットワークの構築を検討します。
②成年後見制度の適切な利用に向けた取組の推進	● 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能（※）を強化する取組を推進します。 ※ 4つの機能：広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能
③チーム・協議会の具体化の方針	● 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けて、「（仮称）権利擁護支援チーム」の構築と「（仮称）成年後見制度利用促進協議会」の設置を検討します。
④助成制度のあり方	● 成年後見制度を利用しやすくするため、成年後見人等への報酬助成対象者の拡大を検討します。

▼推進体制

- 成年後見制度利用促進基本計画は地域福祉計画の推進体制と連動させ、協働による推進と進行管理を行います。
- 成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況を（仮称）成年後見制度利用促進協議会に報告し、必要な対応について検討していきます。

西東京市再犯防止推進計画

誰もが自分らしく暮らす西東京市版地域共生社会を実現するため、犯罪をした人等が地域の中で孤立することなく、再び地域社会の一員となれるよう、更生支援に係る施策の推進を図る「西東京市再犯防止推進計画」を策定します。

▼取組内容

取組	内容
(1) 就労・住居の確保等	<ul style="list-style-type: none">● 自立生活を目指して、一人一人の特性に応じた就労支援を行います。● 犯罪をした人等の状況に応じ、住まいの確保を支援します。
(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進	<ul style="list-style-type: none">● 関係機関連携のもと、様々な相談への対応と、一人一人の状況に適した保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。
(3) 学校等と連携した修学支援の実施等	<ul style="list-style-type: none">● 非行の未然防止に向け、学校及び関係団体の連携による相談支援、地域全体で青少年を見守り、明るく健やかな成長を支える取組を行います。
(4) 民間協力者の活動の促進	<ul style="list-style-type: none">● 民間協力者の活動支援を行うとともに、民間協力者や関係団体等と連携し、更生保護に対する市民の理解と、犯罪をした人等を孤立させない支援を進めます。
(5) 再犯防止に向けた基盤の整備	<ul style="list-style-type: none">● 多くの市民が更生支援に対する理解を深めるよう、社会を明るくする運動への参加促進、広報や啓発の機会の充実を図ります。● 地域や民間協力団体等と協力し、地域における防犯活動の活性化を図ります。

▼推進体制

- 再犯防止推進計画は地域福祉計画の推進体制と連動させ、協働による推進と進行管理を行います。